

第29回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年1月21日
 告示番号 第1号
 会議年月日 令和3年1月25日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 藤 原 弘 子
 局長補佐 佐 藤 正 浩
 主 査 西 卷 孝 志

本日の案件 第29回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時35分

議 長	本日の出席委員は、現在のところ23名であります。鈴木初男委員より遅れる旨の届け出がありました。定足数に達しておりますので、第29回一関市農業委員会総会を開会いたします。
議 長	行事報告につきましては、お手元に配布しております総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議 長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に12番 佐藤 繁 委員、13番 鈴木 初男 委員を指名いたします。 書記には、藤原補佐、西巻主査を指名いたします。
議 長	議案審議に入ります。 「報告第66号 専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。
局 長	報告第66号、専決処分の報告についてご説明いたします。 農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを

報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和3年1月18日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第16号までの16件、16名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第66号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第66号の質疑を終わります。

次に、「報告第67号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

報告第67号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号の1件、3筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作道の整備となっております。

以上で説明を終わります。

議	長	以上で「報告第67号」の説明を終わります。 ご質問ございませんか。 (なしの声あり)
議	長	なければ、報告第67号の質疑を終わります。
議	長	次に、「議案第213号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。
局	長	議案第213号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。 最初に一関地域に係る申請3件でございます。 第1号、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が贈与により取得しようとするものです。 第2号、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。 第3号、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。 次に、花泉地域に係る申請2件でございます。 第4号、借受人が昨年まで農業経営基盤強化促進法により借受けしていた農地ですが、貸借期間満了により改めて農地法第3条により借受けすることとしたもので、貸借期間、賃借料は記載のとおりです。 第5号、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が贈与により取得しようとするものです。 最後に、大東地域に係る申請4件でございます。 第6号、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。 第7号、譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係であり、後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。 第8号及び、第9号、いずれも譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりです。 以上9件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

議 長

以上で説明を終わります。

以上で「議案第213号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の説明をお願いいたします。

8番

松岡 千賀子 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年1月13日、水曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 佐藤委員、私 松岡、農地利用最適化推進委員 木村委員、阿部委員、事務局職員 阿部主任主事、千葉主事です。

報告内容、第1号から第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

18番

佐藤 多賀幸 委員

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告書につきまして、ご説明いたします。

現地調査日、令和3年1月12日、午前9時より、現地調査員は農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員は及川委員、佐藤委員、支所職員は後藤産業建設課主任です。

報告内容でございます。

第4号から第5号につきまして、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

5番

鈴木 勝 委員

ありがとうございます。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和3年1月12日、午前10時より、現地調査員、農業委員 私 鈴木、石川委員、農地利用最適化推進委員 武田委員、支所職員 小野寺 産業建設課主事です。

報告内容、第6号から第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました

		結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま
		す。
議	長	報告を終わります。
		ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果報告を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことです
		ので、審議を打ち切り採決いた
		します。
		「議案第213号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に
		対する可否について」を可とする方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	満場です。
		よって、「議案第213号」を可と決
		します。
議	長	次に、「議案第214号 農地法第5条第1項の規定による許可
		申請に対する意見について」を上程いた
		します。
		局長補佐より説明いたさせ
		ます。
局 長 補 佐		議案第214号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
		対する意見について、内容をご説明いた
		します。
		次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の
		提出があったので、可否について意見を求めるものです。
		最初に、一関地域に係る申請2件でございます。
		第1号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するもの
		です。
		農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に
		存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。
		第2号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請
		するものです。
		農地区分は、第2種農地と判断しました。
		次に、花泉地域に係る申請1件でございます。
		第3号は、譲受人が住宅擁壁の補強工事に伴う基礎を整備
		するため転用申請するもので、追認案件になります。
		農地区分は、第2種農地と判断しました。
		次に、東山地域に係る申請1件でございます。
		第4号は、譲受人が自社の用に供する駐車場を整備するため

	<p>用申請するものです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>次に、室根地域に係る申請1件でございます。</p> <p>第5号は、譲受人が販売車両展示場等を整備するため転用申請するものです。</p> <p>申請地は、令和2年1月20日付で農振除外済みです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断しました。</p> <p>なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。</p> <p>以上、5件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>8 番</p> <p>松岡 千賀子 委員</p>	<p>以上で「議案第214号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。</p> <p>まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日等は3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>第2号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>18番</p> <p>佐藤 多賀幸 委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>花泉地域の農地法第5条現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>現地調査日並びに現地調査員につきましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容でございます。</p> <p>別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p>

第3号、申請人が擁壁補強の基礎を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
なお、本件は平成23年の東日本大震災により宅地に亀裂が入り、年数経過とともに宅地の擁壁が倒壊するおそれが出たため、令和元年6月に擁壁補強工事を実施したものであり、その際、基礎部分を隣接農地に越境して整備してしまったことから、追認による許可を求めるものとなっております。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

東山地域ですが、鈴木 初男 委員が遅れておりますので局長より報告いたさせます。

局 長

東山地域、農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日は令和3年1月12日、午前9時25分より、現地調査員は農業委員 鈴木 初男 委員、農地利用最適化推進委員 千葉久壽郎 委員、渡辺 弘至 委員、菅原 清一 委員、支所職員 渡邊産業建設課長補佐です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。

第4号、申請人が自社の社員及び社用車駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

17番

藤原 美喜男 委員

室根地域の農地法第5条現地調査について報告をいたします。

調査日、令和3年1月12日、午前10時より、現地調査員は農業委員 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 熊谷委員、支所職員 小原産業建設課主任技師です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。

第5号、申請人が販売車両展示場等を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地には影響がないと思われ

ます。
以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

21番
畠山 潔 委員

局 長 補 佐

21番
畠山 潔 委員

局 長 補 佐

議 長

議 長

議 長

議 長

議 長

局 長 補 佐

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

第4号、駐車場を整備したいということでございますが、地図を見ますと会社の位置と申請場所が宅地の真ん中付近に見えますが、駐車場への出入りはどうなさるのか、例えばよその土地を通るのか、お聞きします。

お答えいたします。

隣接する宅地がご本人の所有地で、道路に隣接しておりますので特に問題はございません。

わかりました。

土地利用状況、全体に関係することですが、申請場所の表示を、黒枠や記号で表示されると、分かりやすいので、検討をお願いします。

今後見やすいように検討させていただきます。

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第214号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

満場です。

よって、「議案第214号」を許可相当と決します。

次に、「議案第215号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する可否の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

議案第215号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する可否の決定について、内容をご説明いたします。

次のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願が提出されたので、当該証明の可否についての処分の決定を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域の1件です。

被相続人、相続人、適用を受けようとする農地は記載のとおりです。

被相続人につきましては、令和2年4月3日に亡くなっており、申請者が被相続人の農地を相続することになったことに伴い、相続税の納税猶予を受けるため、死亡した日から10ヶ月以内に税務署へ相続税の納税猶予を受けるための適格者証明書を提出する必要があります。

適格者であるか否かの当委員会の判断の要件としましては、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいた者であるか、また、相続人が相続により取得した農地で今後農業経営を行うかの2点であります。

今回の申請は、被相続人が農業を営んでいた農地で、相続人が引き続き農業経営を行うことから要件を満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で「議案第215号」の説明を終わります。
審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第215号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する可否の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 満場です。

よって、「議案第215号」を可と決します。

議 長 次に、「議案第216号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐 議案第216号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借権設定が103件、所有権移転が2件です。

初めに貸借権設定ですが、第1号から第39号までは、一関地域に係る申請です。

第40号から第80号までの41件は、花泉地域に係る申請です。

第81号、第82号は、大東地域に係る申請です。

第83号は、千厩地域に係る申請です。
第84号から第86号までの3件は、東山地域に係る申請です。
第87号から第98号までの12件は、室根地域に係る申請です。
第99号から第103号までの5件は、藤沢地域に係る申請です。
次に、所有権移転ですが、第1号、第2号は、花泉地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細につきましては記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第216号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定第83号について、24番 千田 幹雄 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第216号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第83号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第216号」貸借権設定第83号を除き可と決します。

議 長

次に、「議案第216号」貸借権設定第83号について審議いたします。

千田 幹雄 委員は退室願います。

(午後2時10分 退室)

議 長

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第216号」貸借権設定第83号を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第216号」貸借権設定第83号を可と決します。</p> <p>千田 幹雄 委員は入室願います。</p> <p>(午後2時11分 入室)</p>
議	長	<p>千田 幹雄 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第216号」貸借権設定第83号は可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、「議案第217号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>議案第217号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は、貸借の移転が3件です。</p> <p>第1号は、東山地域に係る申請です。</p> <p>第2号は、室根地域に係る申請です。</p> <p>第3号は、川崎地域に係る申請です。</p> <p>以上、申請の内容については記載のとおりです。</p> <p>また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第217号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第217号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第217号」は可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第218号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>

局長 補佐

議案第218号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は2件で、一関地域1件、室根地域1件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

議長

以上で「議案第218号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

8番

松岡 千賀子 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法適用外現地調査報告いたします。

現地調査日は第5条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、昭和59年頃から、農機具置き場、農業用資材置き場として利用しており、既に農地性は失われていると思われれます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

17番

藤原 美喜男 委員

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

室根地域の農地法の適用外現地調査報告をいたします。

調査日、調査員につきましては農地法第5条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、平成元年頃から宅地の一部として利用されており、既に農地性は失われております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議	長	(なしの声あり) 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第218号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
議	長	(挙手満場) 満場です。
議	長	よって、「議案第218号」を可と決します。 以上をもちまして議案審議が終了いたしました。 第29回一関市農業委員会総会を閉会といたします。 お疲れさまでした。 (午後2時18分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員